

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律
酪農事業施設の設置等の手引き

令和6年1月
岡山県農林水産部畜産課

〔目次〕

第1	はじめに	・・・	1
第2	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律に基づく手続き	・・・	6
第3	集約酪農地域内での酪農事業施設の新設、変更	・・・	11
第4	指定地域内での酪農事業施設の新設、変更	・・・	26
第5	事業の開始届出、廃止届出、休止届出	・・・	32
第6	報告及び検査	・・・	37
第7	罰則	・・・	39

第1 はじめに

1 はじめに

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号、略称：酪振法）は、昭和29年に当初、「酪農振興法」として、酪農の合理的な発展の条件を整備するための集約酪農地域の制度、及び生乳等の取引の公正を図るための措置を定めることによつて酪農振興の基盤を確立し、もつて酪農の急速な普及達発及び農業経営の安定に資することを目的に制定されました。

昭和40年、本法律は、酪農適地を中心として構成される一定の酪農圏における酪農経営の近代化を計画的に推進するための措置、及び当該酪農適地に生乳の濃密生産団地を形成するための集約酪農地域の制度、並びにこれらに関連して生乳等の取引の公正、牛乳及び乳製品の消費の増進を図るための措置を定め、酪農の健全な発達及び農業経営の安定を図り、あわせて牛乳及び乳製品の安定的な供給に資することを目的とすると、変更されました。

さらに昭和58年に、酪農及び肉用牛生産の健全な発達と牛肉の安定的な供給を図るため、法律の題名を改め、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律とするとともに、酪農及び肉用牛生産の近代化を総合的かつ計画的に推進するための措置、肉用子牛の価格安定を図るための措置等を講ずる、現在の「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」（以下、「法」という。）となりました。

岡山県では、法第2条の3の規定に基づき、酪農及び肉用牛生産の近代化を総合的かつ計画的に推進するため、「岡山県酪農・肉用牛生産近代化計画」を策定しています。また、酪農適地に生乳の濃密生産団地を形成し、集乳及び乳業の合理化その他酪農の振興を図るため、集約酪農地域及び指定地域を定めています。

近年、意欲ある酪農家や乳業者が6次産業化に取り組む事例が増加しているとともに、法が制定された当初と比べ、生産方法や流通、事業の態様も多様化しています。

そこで、岡山県では今後も引き続き、法による適正な制度の運用を図るため、この「手引き」を作成したので、内容を遵守し、適切な対応をとられますようお願いいたします。

令和6年1月

岡山県農林水産部畜産課

[用語の説明]

用 語	説 明
生乳	<p>しぼったままの牛乳（農林水産省令で定める方法（乳業を参照）による処理を完了していない牛乳を含む。）をいいます。 （法第2条）</p>
乳業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生乳に農林水産省令で定める方法 <ul style="list-style-type: none"> 〔 ろ布、清浄機等を用いて不純物を除去すること 〔 蒸発釜を用いないで加熱して殺菌すること による処理をして飲用牛乳とする事業 ・ 脱脂乳、クリーム、バター、チーズ、れん乳、粉乳又は政令で定めるその他の乳製品を製造する事業をいいます。
集約酪農地域	<p>県知事の申請により農林水産大臣が指定した区域。区域内の農業の発展を図るため酪農を振興することが相当と認められる一定の区域であって、生乳の円滑な供給に資するため生乳の濃密生産団地として形成することが必要と認められる地域。 岡山県には「旭東集約酪農地域」「備中集約酪農地域」「美作集約酪農地域」が指定されています（次ページ参照）。</p>
指定地域	<p>集約酪農地域の周辺の地域のうち、その地域内に酪農事業施設を設置すればその酪農事業施設が輸送条件から見てその集約酪農地域の区域内の生乳の生産者の相当部分から継続して生乳の供給を受けられると認められる地域で、農林水産大臣の指定した地域をいいます。 岡山県では、集約酪農地域以外の地域はすべて指定地域となります（次ページ参照）。</p>
酪農事業施設	<p>集乳施設又は乳業施設で政令で定めるものをいいます。</p>

岡山県における集約酪農地域

1 旭東集約酪農地域

岡山市（旧灘崎町を除く）
備前市（旧日生町、旧吉永町を除く）
瀬戸内市
和気町（旧佐伯町を除く）
赤磐市（旧熊山町のみ）
吉備中央町（旧加茂川町のみ）

2 備中集約酪農地域

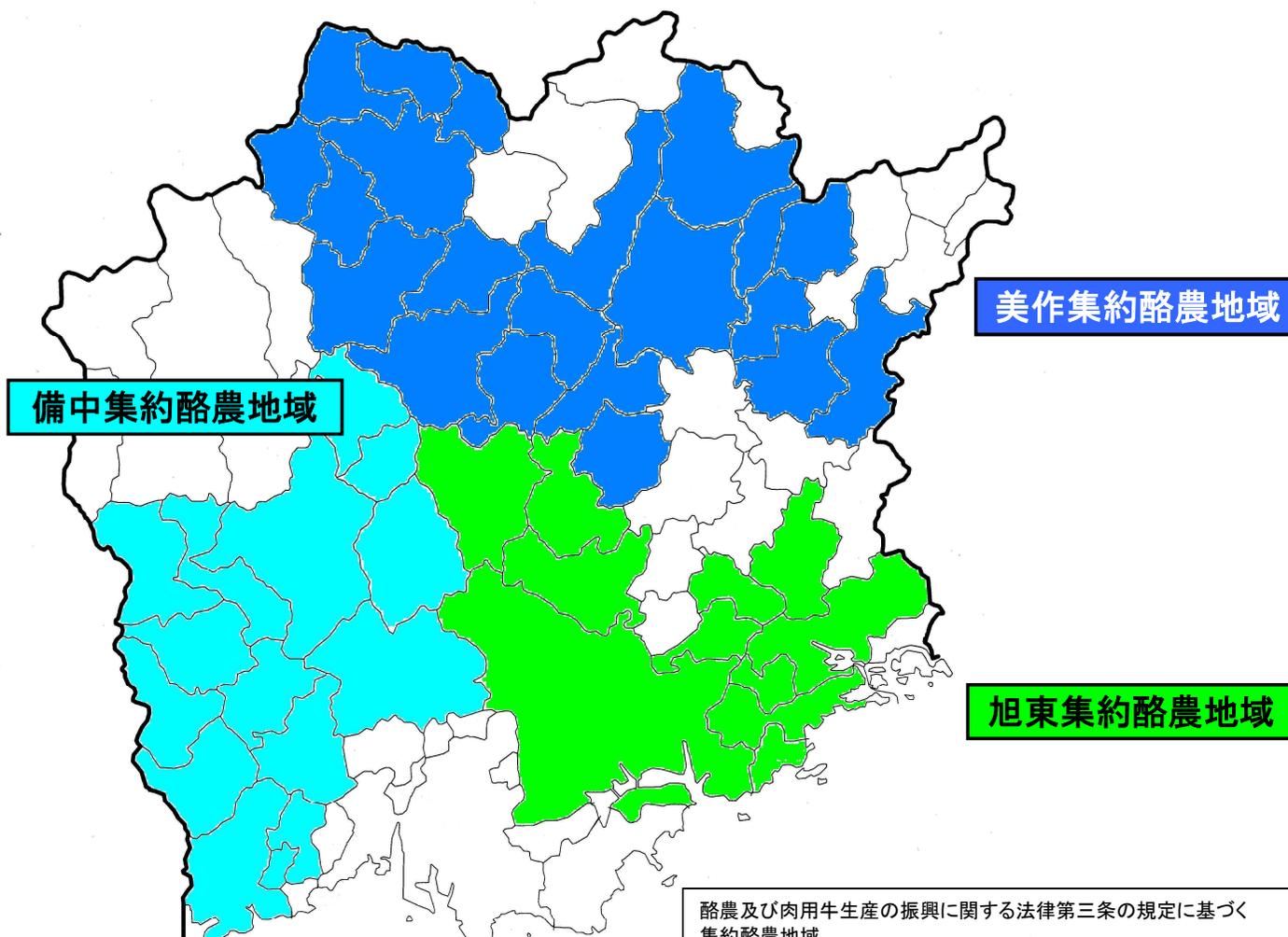
笠岡市
井原市
総社市（旧山手村、旧清音村を除く）
高梁市
真庭市（旧北房町のみ）
吉備中央町（旧賀陽町のみ）
浅口市（旧鴨方町のみ）
里庄町
矢掛町

3 美作集約酪農地域

津山市（旧阿波村を除く）
真庭市（旧北房町除く）
鏡野町（旧鏡野町のみ）
奈義町
勝央町
美作市（旧美作町、旧作東町のみ）
美咲町（旧柵原町を除く）
久米南町
新庄村

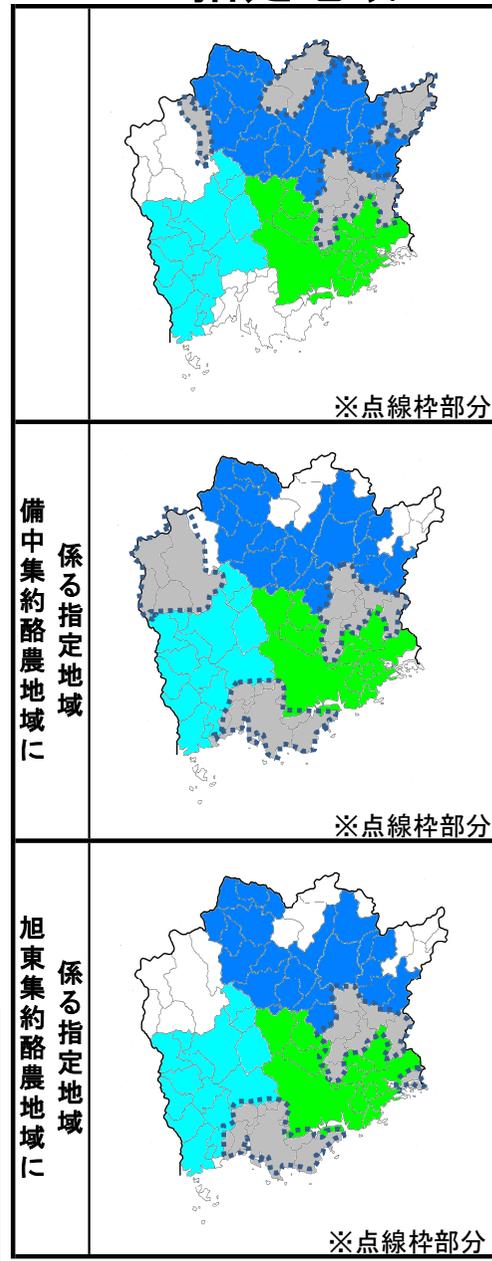
岡山県における集約酪農地域と指定地域

指定地域



酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第三条の規定に基づく集約酪農地域
 昭和三十年十二月十日（農林省告示第千十八号）
 最終改正：昭和六〇年四月一六日農林水産省告示第五二四号

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第十三条第一項の規定に基づく集約酪農地域に係る指定地域
 昭和三十五年三月二十二日（農林省告示第二百五十一号）
 最終改正：昭和六〇年一二月五日農林水産省告示第一七七三号



第2 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律 に基づく手続き

1 酪農事業施設とは

酪農事業施設は集乳施設と乳業施設に区分され、次の施設の種類があります。これらの施設を設置しようとするときは、設置する地域に応じて、県知事の承認や届出の手続きが必要となります。

表 1

(施行令第5条)

区 分	酪農事業施設に含まれる施設の種類
集乳施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集乳所 (容量900L以上の貯乳槽、冷凍機械、濃縮機械又は分離機を有するもの)
乳業施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲用牛乳用処理施設 (生乳の処理能力が360L/日に満たないものを除く。) ・ 脱脂乳及びクリーム製造施設 ・ バター製造施設 ・ チーズ製造施設 ・ れん乳製造施設 ・ 粉乳製造施設 <p>※試験研究機関その他農林水産大臣の指定する者の設置する乳業施設以外のもの</p>

2 承認や届出が必要な施設の設備

酪農事業施設に設置する設備で、下表の設備を設置・更新・改造又は廃止しようとする場合は、県知事の承認や届出手続きが必要となります。

表 2

(施行規則第9条)

施設の種類	設 備
集乳所	貯乳槽、冷凍機械、クリーム分離機又は牛乳濃縮機
飲用牛乳用処理施設	貯乳槽、冷却設備、牛乳殺菌機、びん詰機又は冷蔵庫
クリーム及び脱脂乳製造施設	貯乳槽、クリーム分離機、冷却設備又は冷蔵庫
バター製造施設	貯乳槽、クリーム分離機、チャーン、連続式バター製造機又は冷蔵庫
チーズ製造施設	貯乳槽、チーズパット、プロセスチーズ製造用溶融釜又は熟成室
れん乳製造施設	貯乳槽、荒煮機、濃縮機、れん乳冷却機又は無糖れん乳用滅菌機
粉乳製造施設	貯乳槽、荒煮機、牛乳濃縮機又は乾燥機

3 手続きが必要な者

生乳を集乳に貯乳する者、生乳を処理・加工して飲用牛乳用処理施設やチーズ工房などを設置しようとする者

岡山県は、集約酪農地域か指定地域のどちらかに分別されます。したがって、施設を設置しようとする地域により、どちらかの手続きが必要となります。

4 手続きが必要でない者

(1) 酪農家等であって、乳業施設（生乳の処理加工能力3,000リットル/日以下）を設置し、当該施設の年間生乳使用量の5割以上を、自ら（酪農家以外の者であっては、自らと生乳の安定的な取引関係にある酪農家）が生産した生乳から調達して、6次産業化に取り組む者

例) 酪農家が自家産生乳を使用するチーズ工房 など

(2) 乳業者等であって、乳業施設を設置し、当該施設の年間生乳使用量の5割以上を、輸出向け製品の原料に使用して（輸出向け以外での生乳使用量3,000リットル/日以下）、輸出に取り組む者

※「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行令第5条第2項の農林水産大臣の指定する者を定める件等の運用について」

・・・平成26年11月4日付け26生畜第1211号農林水産省生産局長通知

5 手続きの種類

地域	手続きの種類	手続きが必要な場合	時期
集約酪農地域	酪農事業施設新設承認申請 (法第10条第1項、施行規則第7条)	集約酪農地域で新たに酪農事業施設の設置をしようとする者	施設の設置前
	酪農事業施設の変更の承認申請 (法第12条第1項、施行規則第9、10条)	集約酪農地域で酪農事業施設の変更を行おうとする者 既存施設への新たな設備の導入、更新、改造又は廃止をしようとする者	施設の変更前
指定地域	酪農事業施設の届出 (法第13条第1項、施行規則第10条の2)	指定地域で新たに酪農事業施設の設置をしようとする者	設置に着手する日の1ヶ月前まで
	酪農事業施設の変更の届出 (法第13条第1項、施行規則第10条の2)	指定地域で酪農事業施設の変更を行おうとする者 既存施設への新たな設備の導入、更新、改造又は廃止をしようとする者	変更に関着手する日の1ヶ月前まで
両方の地域とも	事業の開始届出 法第14条、施行規則第12条)	酪農事業施設の事業を開始する者	開始する1ヶ月前まで
	事業廃止届出 法14条、施行規則第12条	酪農事業施設の全部又は一部の事業を廃止するとき	廃止する1ヶ月前まで
	事業休止届出 法第14条、施行規則第11条、第12条	1ヶ月以上継続して事業を休止するとき	休止する1ヶ月前まで

6 手続きにあたって

酪農事業施設が位置する地域を管轄する、担当部局に提出してください。

施設が位置する地域	提出先
岡山市・玉野市・備前市 瀬戸内市・赤磐市 和気町・吉備中央町	備前県民局農林水産事業部農畜産物生産課畜産班 〒700-8604 岡山市北区弓之町6-1 ☎(086)233-9828：直通
倉敷市・総社市・笠岡市 井原市・高梁市・浅口市 早島町・矢掛町・里庄町	備中県民局農林水産事業部農畜産物生産課畜産第一班 〒710-8530 倉敷市羽島1083 ☎(086)434-7033：直通
新見市	備中県民局農林水産事業部農畜産物生産課畜産第二班 〒718-8550 新見市高尾2400 ☎(0867)72-9166：直通
津山市・美作市・鏡野町 勝央町・奈義町・西粟倉 村・久米南町・美咲町	美作県民局農林水産事業部農畜産物生産課畜産第一班 〒708-8506 津山市山下53 ☎(0868)23-1310：直通
真庭市、新庄村	美作県民局農林水産事業部農畜産物生産課畜産第二班 〒717-8501 真庭市勝山591 ☎(0867)44-7564：直通

7 手続き時の注意事項

(1) 留意事項

- ・承認申請書、届出書はともに押印なしでかまいません。ただし、提出の際には社内決裁をされている正式なものを提出してください。
- ・届出の場合は承認とは異なりますので、受理されても承認通知は送付されません。
- ・郵送で書類を提出する場合には、連絡先のわかるもの（名刺等）を同封し、提出書類はコピー等の控えを取った上で送付してください。

(2) 実施の制限

- ・集約酪農地域内の酪農事業施設の設置、変更は県の承認があった後でなければ工事に着工することはできません。
- ・指定地域内の酪農事業施設の設置、変更を行おうとする場合は設置又は変更に着手する日の1ヶ月前までに届出を行う必要があります。1ヶ月前までですが、いつ工事に着手するか分からない内容については、受理できません。

第3 集約酪農地域内での 酪農事業施設の新設、変更

〔法〕（酪農事業施設の設置）

第10条 集約酪農地域の区域内において、集乳施設又は乳業施設で政令で定めるもの（以下「酪農事業施設」という。）を新たに設置しようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項の承認の申請が左に掲げる要件に適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

- 一 当該酪農事業施設の設置場所がその事業の合理的な経営に適する立地条件を備えていること。
- 二 当該酪農事業施設が効率的であり、且つ、その能力が当該集約酪農地域における生乳の供給量に応ずることができるものであること。
- 三 当該酪農事業施設の設置によつて当該集約酪農地域の全部又は一部につき酪農事業施設が著しく過剰とならないこと。
- 四 その他当該酪農事業施設の設置が当該集約酪農地域についての集約酪農振興計画に適合するものであること。

「生乳」を処理・加工して飲用牛乳用処理施設やチーズ工房などを設置する際には、法第10条に基づき、施設の工事着手の1ヶ月前までに知事へ承認申請が必要です。

また、知事の承認後、その事業を開始する1ヶ月前までにその旨を知事に報告（事業の開始届出）する必要があります。

なお、既に承認されたp7表2の「施設の種類」について、設備の設置、更新、改造又は廃止をする場合は、法第12条に基づき着手前に知事の承認が必要です。

1 酪農事業施設新設承認申請（様式第1）

ア 申請年月日

各提出先に提出する日付を記載してください。郵送する場合は、投函する日付を記載してください。

建築確認申請や保健所への営業許可申請については、本法による知事の承認を得てから行ってください。施設の建築の事前打合せや営業許可申請に係る事前打ち合わせなどは支障ありません。

イ 申請者の氏名等

届出者の住所及び氏名について、法人の場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。登記上の本店所在地と実際の業務を行っている事業場が別の場合は、登記上の本店所在地が主たる事務所の所在地になります。法人等で、工場長が代表者の代理人として届出をする場合は、必ず代表者からの委任状を添付してください。

ウ 施設の種類及び設置場所

（1）施設の種類

p7表1の施設の区分と施設の種類を記載してください

（2）設置場所

施設の種類毎に設置場所の住所を記載してください。

例：乳業施設

チーズ製造施設（岡山市〇〇区〇〇町〇〇－〇〇）

クリーム及び脱脂乳製造施設（岡山市〇〇区〇〇町〇〇－〇〇）

エ 施設の設備の種類、型式、能力及び数

「別紙1のとおり」と記載し、別紙で一覧を添付してください。

オ 操業の開始予定時期

操業を実際に開始する予定年月日を記載してください。

カ 予定する集乳区域

集乳を予定している市町村名を記載してください。

例) 〇〇市、△△市内酪農家生産乳

キ その他必要な事項

(1) 生乳取引に係る指定生乳生産者団体等との協議経過

「別紙2のとおり」と記載し、別紙で酪農事業施設の新設又は増設に係る事項について、協議した内容を添付してください。

(2) 施設の位置図

「別紙3のとおり」と記載し、別紙で道路と新設しようとする酪農事業施設の位置関係が分かる付近見取図を添付してください。

(3) 設備の配置図

「別紙4のとおり」と記載し、別紙1に記載した施設の設備の配置状況が分かる資料を添付してください。建築士等の設計図書では平面図がこれに該当します。

(4) カタログ

別紙1に記載した設備のカタログを添付してください。特に、型式、能力が分かるカタログとしてください。

酪農事業施設新設承認申請書

令和 年 月 日

岡山県知事

○ ○ ○ ○ 殿

住 所 岡山市○○区○○町○○-○

氏名又は名称 (株)○○○○乳業

及び代表者の 代表取締役 □□□□

氏 名

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第10条第1項の規定に基づき、酪農事業施設の新設につき、下記により承認を申請する。

記

1 施設の種類及び設置場所

乳業施設

チーズ製造施設（岡山市○○区○○町○○-○○）

2 施設の設備の種類、型式、能力及び数

別紙1のとおり

3 操業の開始予定時期

令和○年○月○日

4 予定する集乳区域

△△市内酪農家生産乳

5 その他必要な事項

(1) 生乳取引に係る指定生乳生産者団体等との協議経過

別紙2のとおり

(2) 施設の位置図

別紙3のとおり

(3) 設備の配置図

別紙4のとおり

(4) カタログ

別添のとおり

(注)

1 施設の種類については、第9条の表の上欄に掲げる区分により記載すること。以下第3号様式までにおいて同じ。

2 設備については、第9条の表の下欄に掲げるものによるほか、ボイラー、揚水ポンプ、冷凍ポンプ、包装機又はれん乳若しくは粉乳充てん機がある場合には、これらについても記載すること。以下第3号様式までにおいて同じ。

酪農事業施設新增設に係る指定生乳生産者団体等との協議経過について

令和 年 月 日

岡山県知事

○ ○ ○ ○ 殿

住 所 岡山市○○区○○町○○-○
氏名又は名称 (株)○○○○乳業
及び代表者の
氏 名 代表取締役 □□□□

「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」に基づき酪農事業施設の新増設にあたり、指定生乳生産者団体（中国生乳販連）及びおかやま酪農業協同組合との協議を行いましたので下記のとおり経過を報告します。

記

- 1 日 時 ○○年○月○日
- 2 場 所 おかやま酪農業協同組合（津山市川崎）
- 3 出席者 中国生乳販売農業協同組合連合会 次長 ○○○○
おかやま酪農業協同組合 販売課 △△△△
申請者代表 (株)○○○○乳業 営業部 □□□□
- 4 協議内容
(1) 生乳取引について、北海道指定生乳生産者団体（ホクレン農業協同組合連合会）と協議を行った。
(2) 取引双方において、今後とも継続した協議を行っていくことを再確認した。

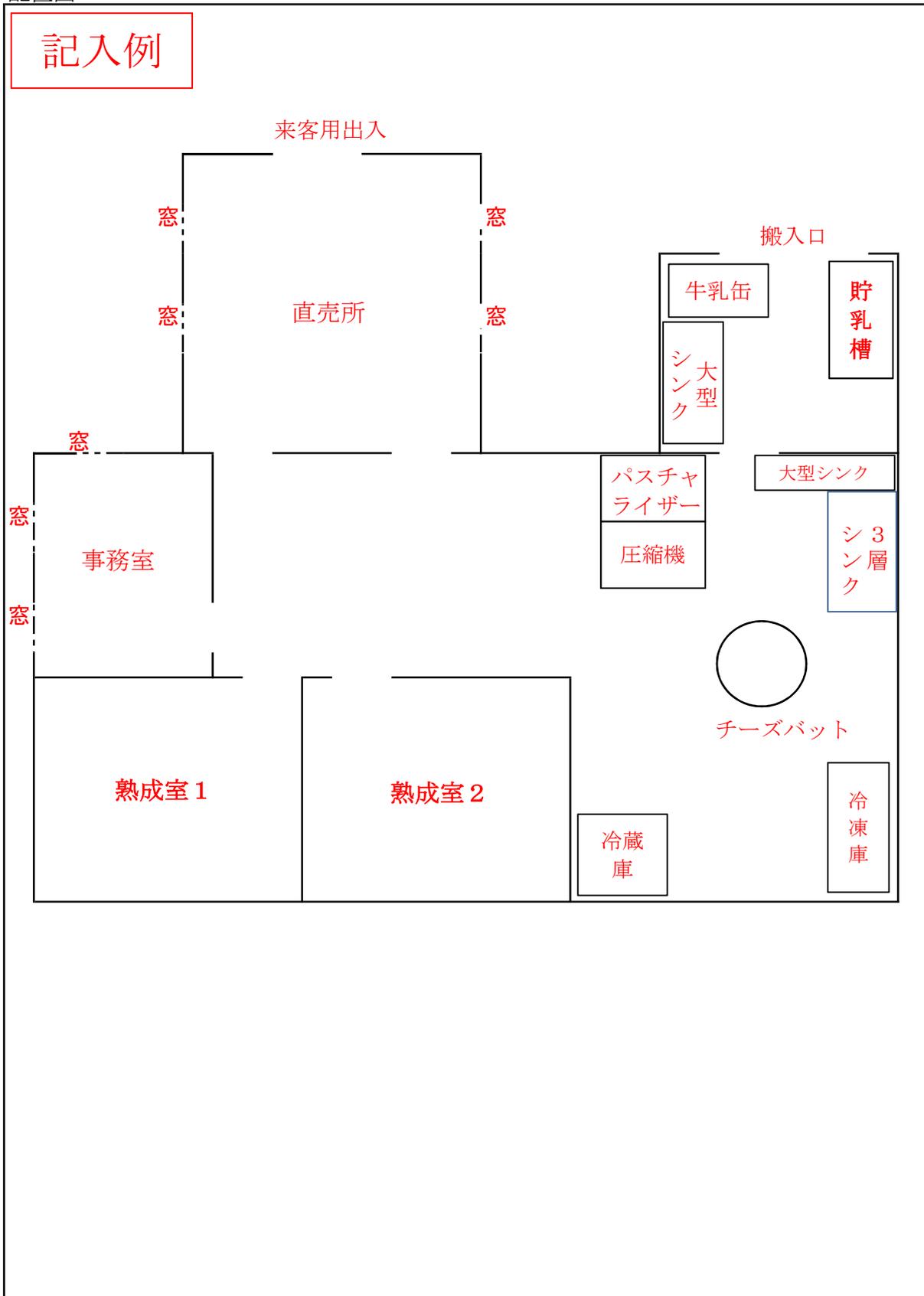
位置図

記入例

縮尺 1/5,000



配置図



〔法〕（酪農事業施設の変更）

第12条 集約酪農地域の区域内に設置されている酪農事業施設につき農林水産省令で定める変更をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の承認を受けなければならない。

〔施行規則〕（酪農事業施設の変更の承認申請）

第9条 法第12条第1項の農林水産省令で定める変更は、次の表の上欄に掲げる施設についての同表の下欄に掲げる設備の設置、更新、改造又は廃止とする。

施設	設備
集乳所	貯乳槽、冷凍機械、クリーム分離機又は牛乳濃縮機
飲用牛乳用処理施設	貯乳槽、冷却設備、牛乳殺菌機、びん詰機又は冷蔵庫
クリーム及び脱脂乳製造施設	貯乳槽、クリーム分離機、冷却設備又は冷蔵庫
バター製造施設	貯乳槽、クリーム分離機、チャーン、連続式バター製造機又は冷蔵庫
チーズ製造施設	貯乳槽、チーズパット、プロセスチーズ製造用溶融釜又は熟成室
れん乳製造施設	貯乳槽、荒煮機、濃縮機、れん乳冷却機又は無糖れん乳用滅菌機
粉乳製造施設	貯乳槽、荒煮機、牛乳濃縮機又は乾燥機

第10条 法第12条第1項の規定による承認の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該酪農事業施設の設置場所を管轄する都道府県知事に提出してしなければならない。

- 一 変更しようとする設備の種類、型式、能力又は数
- 二 変更の内容
- 三 その他必要な事項

集約酪農地域内で承認済みの酪農事業施設について、上記表に掲げる設備を設置、更新、改造又は廃止をしようとする場合、変更承認申請書を提出してください。なお、様式は定められていませんので、参考様式をお使いください。

また、承認済みの酪農事業施設が設置されている建物内に新たに他の酪農事業施設を設置する場合は、p21の「酪農事業施設に係る新設・変更等の考え方」を参考に酪農事業施設新設承認申請を行ってください。別の敷地に新たに酪農事業施設を設置する場合も、酪農事業施設新設承認申請を行ってください。

1 酪農事業施設変更承認申請（参考様式）

ア 変更しようとする施設の種類及び設置場所

今回の変更に係る、既に承認済みの施設の種類を記載してください。

例) 乳業施設

イ 変更しようとする設備の種類、型式、能力及び数

「別紙1のとおり」と記載し、別紙で整備前後の対比ができるようしてください。

ウ 変更の内容

変更を必要とする理由、目的を記載してください。

例) 生産量の増加により収益力向上を図るため。

エ その他必要な事項

(1) 整備の開始予定時期

新たな施設の着工等、既存の施設内の設備の設置、更新、改造又は廃止しようとする予定年月日を記載してください。

(2) 予定する集乳区域

過去に承認されている申請から変更がある場合は記載してください。

(3) 生乳取引に係る指定生乳生産者団体等との協議経過

過去に承認されている申請から変更がある場合は、「別紙〇」のとおりとし、酪農事業施設の新設、増設又は変更に係る事項について、協議した内容を添付してください。

(4) 設備の配置図

変更前と変更後の配置図を対比させて、設置、更新、改造又は廃止が分かるように図示した資料を添付してください。

(5) カタログ

別紙1に記載した、変更に係る設備のカタログを添付してください。特に、型式、能力が分かるカタログとしてください。廃止に係るものは不要です。

酪農事業施設に係る新設・変更等申請の考え方

酪農事業施設新設承認申請を要する場合

A乳業工場内（変更前）

【飲用牛乳用処理施設】

- ・貯乳槽、冷却設備、牛乳殺菌機、びん詰機、冷蔵庫



A乳業工場内（変更後）

【飲用牛乳用処理施設】

- ・貯乳槽、冷却設備、牛乳殺菌機、びん詰機、冷蔵庫

新
設

【バター処理施設】

- ・貯乳槽、クリーム分離機、チャーン、連続式バター製造器、冷蔵庫

同じ工場内であっても、法第10条に基づき「飲用牛乳用処理施設」と「バター処理施設」2つの知事の承認が必要となります。

酪農事業施設変更承認申請を要する場合

A乳業工場内（変更前）

【飲用牛乳用処理施設】

- ・貯乳槽（1台）、冷却設備、牛乳殺菌機、冷蔵庫



A乳業工場内（変更後）

【飲用牛乳用処理施設】

- ・貯乳槽（2台）、冷却設備、牛乳殺菌機、びん詰機、冷蔵庫

同じ施設に係る設備の変更

既に承認済みの施行規則第9条に定める施設の設備について、設置、更新、改造又は廃止の場合が該当します。

酪農事業施設変更承認申請書

令和 年 月 日

岡山県知事

〇 〇 〇 〇 殿

住 所 岡山市〇〇区〇〇町〇〇-〇
氏名又は名称 (株)〇〇〇〇乳業
及び代表者の
氏 名 代表取締役 □□□□

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第12条第1項の規定に基づき、酪農事業施設につき、下記により承認を申請する。

記

- 1 変更しようとする施設の種類及び設置場所
乳業施設
チーズ製造施設（岡山市〇〇区〇〇町〇〇-〇〇）
- 2 変更しようとする設備の種類、型式、能力又は数
別紙1のとおり
- 3 変更の内容
生産量の増加により収益性の向上を図るため
- 4 その他必要な事項
 - (1) 整備の開始予定時期
令和〇年〇月〇日
 - (2) 予定する集乳区域
変更なし
 - (3) 生乳取引に係る指定生乳生産者団体等との協議経過
変更なし
 - (4) 設備の配置図
別紙2（変更前）及び別紙3（変更後）のとおり
 - (5) カタログ
別添のとおり

別紙 1

2 変更しようとする設備の種類、型式、能力及び数

(変更後)

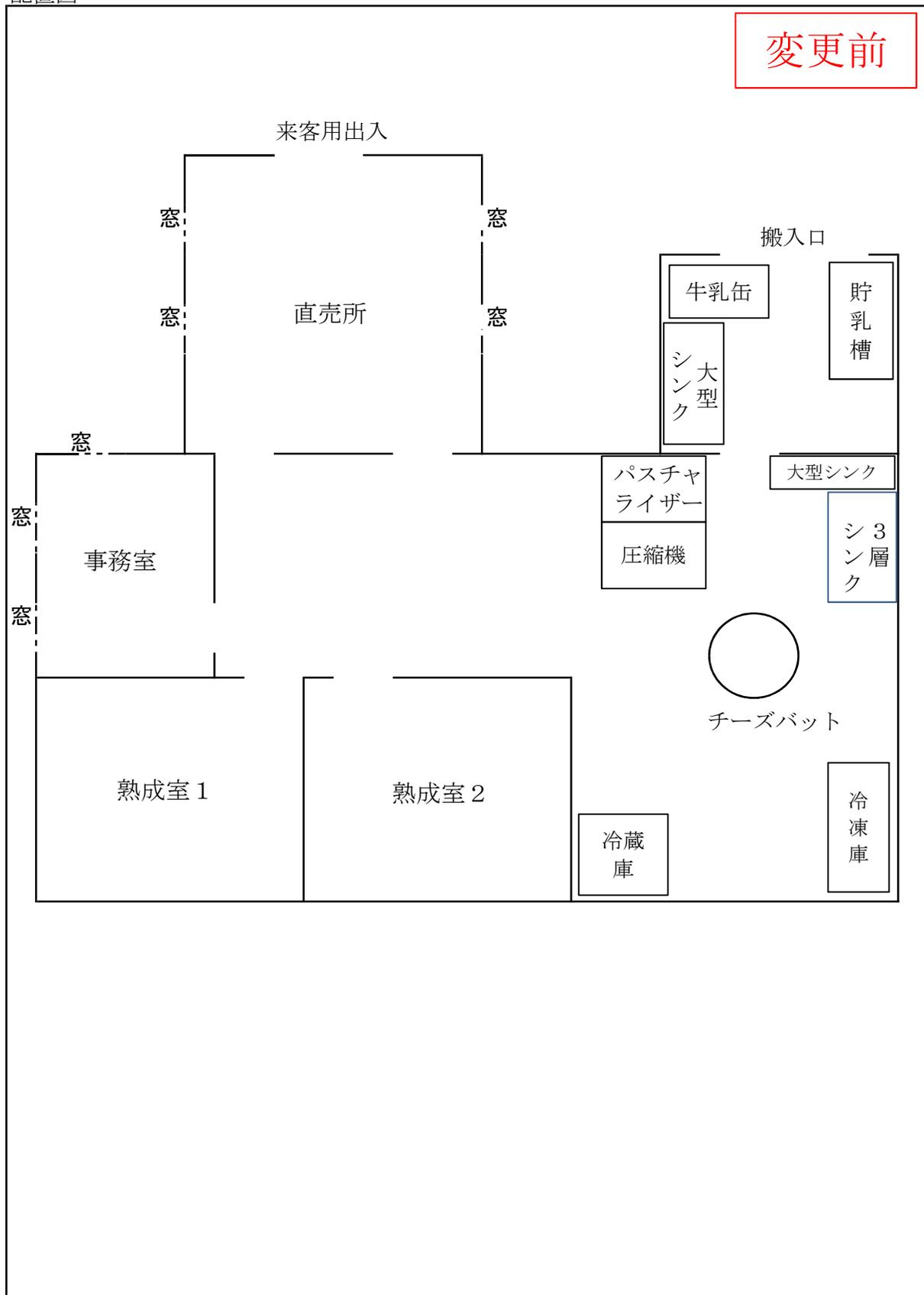
施設の種類	設備の種類	型式	能力	数	備考
チーズ製造施設	貯乳槽	〇〇-〇〇	200L	1	
	チーズパット	△△-△△	80L/回	1	
	熟成室	乾式 〇m×〇m	〇〇個	2	

(変更前)

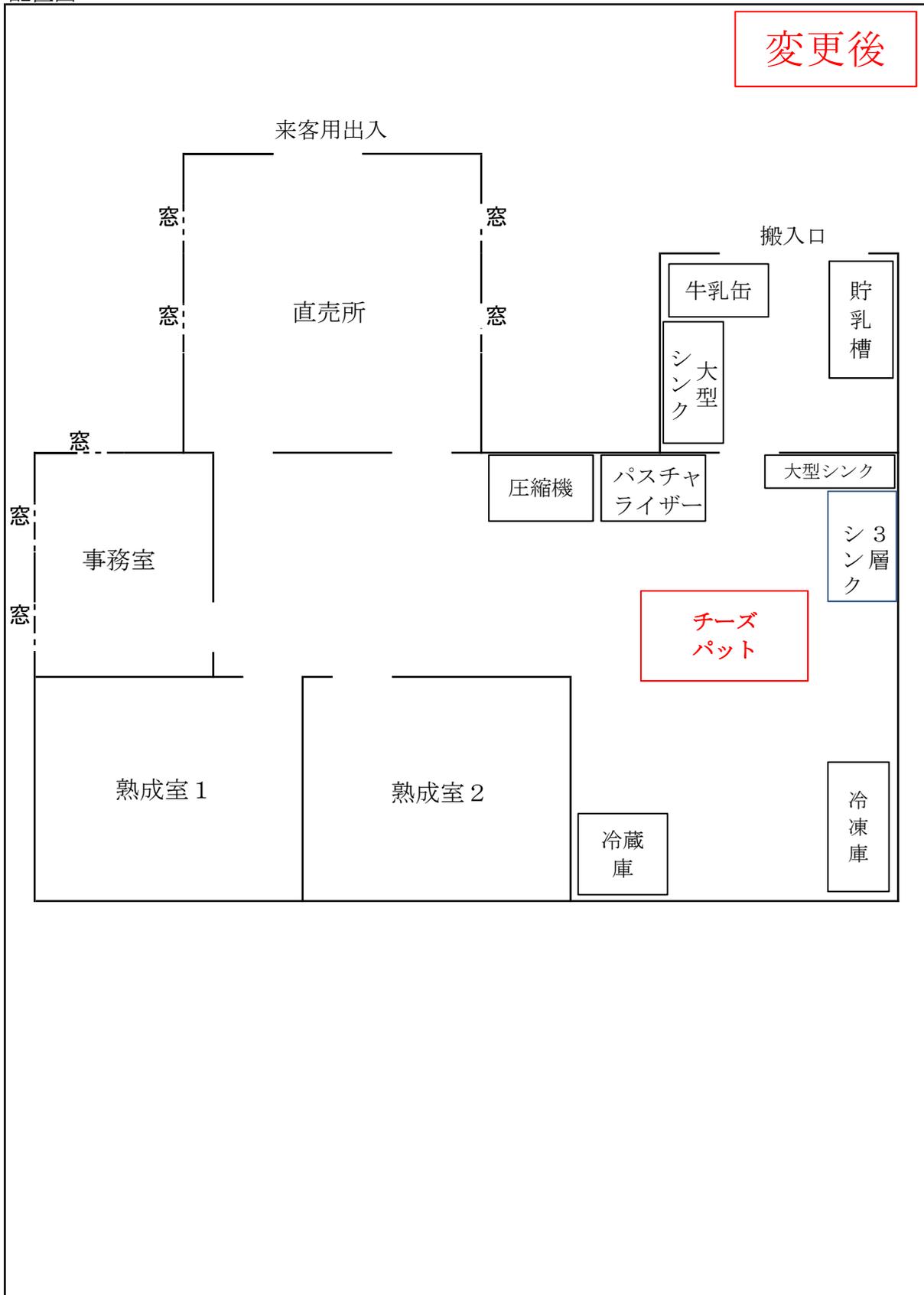
施設の種類	設備の種類	型式	能力	数	備考
チーズ製造施設	貯乳槽	〇〇-〇〇	200L	1	
	チーズパット	〇〇-〇〇	40L/回	1	
	熟成室	乾式 〇m×〇m	〇〇個	2	

※ 上記に記載した施設・器具の能力が確認できるカタログ等を添付してください。

配置図



配置図



第4 指定地域内での 酪農事業施設の新設、変更

〔法〕（指定地域における酪農事業施設の届出等）

第13条 集約酪農地域の周辺の地域のうち、その地域内に酪農事業施設を設置すればその酪農事業施設が輸送条件から見てその集約酪農地域の区域内の生乳の生産者の相当部分から継続して生乳の供給を受けることができると認められる地域で農林水産大臣の指定するもの（以下「指定地域」という。）の区域内において、酪農事業施設を新たに設置しようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事に届け出なければならない。指定地域の区域内に設置されている酪農事業施設につき前条第一項の農林水産省令で定める変更をしようとする者についても、同様とする。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による届出があつた場合において、当該集約酪農地域における生乳の生産者及び当該生乳の生産者から生乳を買い受けて乳業を行う者の経営の健全な発展に資するため必要があると認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る事項に関し、当該集約酪農地域に係る酪農事業施設の配置を適正なものとするために必要な勧告をすることができる。

〔施行規則〕（指定地域の区域内の酪農事業施設の届出）

第10条の2 法第13条第1項の規定による届出は、当該酪農事業施設の設置又は変更着手する日の1箇月前までに、別記第3号様式による届出書正副2通を、当該酪農事業施設の設置場所を管轄する都道府県知事に提出してしなければならない。

指定地域内で「生乳」を処理・加工して飲用牛乳用処理施設やチーズ工房などを設置する場合は、法第13条に基づき、施設の工事着手の1ヶ月前までに県へ届出が必要です。

また、届出後、その事業を開始する1ヶ月前までにその旨を県に報告（事業の開始届出）する必要があります。

なお、施設を変更・追加をする場合にあっては、法第13条に基づき、その変更1ヶ月前に県へ届出が必要です。

1 酪農事業施設届出（様式第3）

ア 届出年月日

各提出先に提出する日付を記載してください。郵送する場合は、投函する日付を記載してください。

イ 届出者の氏名等

届出者の住所及び氏名について、法人の場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。登記上の本店所在地と実際の業務を行っている事業場が別の場合は、登記上の本店所在地が主たる事務所の所在地になります。法人等で、工場長が代表者の代理人として届出をする場合は、必ず代表者からの委任状を添付してください。

ウ 施設の種類及び設置場所

（1）施設の種類

p 7 表 1 に記載の施設の区分と施設の種類を記載してください

(2) 設置場所

施設の種類毎に設置場所の住所を記載してください。

例：乳業施設

チーズ製造施設（岡山市〇〇区〇〇町〇〇－〇〇）

クリーム及び脱脂乳製造施設（岡山市〇〇区〇〇町〇〇－〇〇）

エ 施設の設備の種類、型式、能力及び数

「別紙 1 のとおり」と記載し、別紙で一覧を添付してください。

オ 操業の開始予定時期

操業を実際に開始する予定年月日を記載してください。

カ 予定する集乳区域

集乳を予定している市町村名を記載してください。

例) 〇〇市、△△市内酪農家生産乳

キ その他必要な事項

(1) 生乳取引に係る指定生乳生産者団体等との協議経過

「別紙 2 のとおり」と記載し、別紙で酪農事業施設の新設又は増設に係る事項について、協議した内容を添付してください。

(2) 施設の位置図

「別紙 3 のとおり」と記載し、別紙で道路と新設しようとする酪農事業施設の位置関係が分かる付近見取図を添付してください。

(3) 設備の配置図

「別紙 4 のとおり」と記載し、別紙 1 に記載した施設の設備の配置状況が分かる資料を添付してください。建築士等の設計図書では平面図がこれに該当します。

(4) カタログ

別紙 1 に記載した設備のカタログを添付してください。特に、型式、能力が分かるカタログとしてください。

2 酪農事業施設変更の届出（様式第 3 号）

指定地域内で届出済みの酪農事業施設について、p 7 表 2 に掲げる設備を設置、更新、改造又は廃止をしようとする場合、「酪農事業施設届出書（酪農事業施設について変更をする場合）」の提出をしてください。

また、既に届出済みの酪農事業施設が設置されている建物内に新たに他の酪農事業施設を設置する場合は、p 2 1 「酪農事業施設に係る新設・変更等申請の考え方」を参考に、「酪農事業施設届出書（酪農事業施設を新たに設置する場合）」を提出してください。別の敷地に新たに酪農事業施設を設置する場合も、同様に「酪農事業施設届出書（酪農事業施設を新たに設置する場合）」の提出をしてください。

ア 施設の種類及び設置場所

今回の変更に係る、既に届出済みの施設の種類を記載してください。

例) 乳業施設

チーズ製造施設 (岡山市〇〇区〇〇町〇〇-〇〇)

イ 変更しようとする設備の種類、型式、能力及び数

「別紙1のとおり」と記載し、別紙で整備前後の対比ができるようしてください。

ウ 変更の内容

変更を必要とする理由、目的を記載してください。

例) 品目の多元化により収益性の向上を図るため。

エ 変更される設備による操業の開始予定時期

新たな施設の着工等、又は既存の施設内の設備の設置、更新、改造又は廃止による操業を開始する予定年月日を記載してください。

オ 予定する集乳区域の変更

過去に届出している集乳区域から変更がある場合は記載してください。

エ その他必要な事項

(1) 生乳取引に係る指定生乳生産者団体等との協議経過

過去に届出している内容から変更がある場合は、「別紙〇」のとおりとし、酪農事業施設の新設、増設又は変更に係る事項について、協議した内容を添付してください。

(2) 設備の配置図

変更前と変更後の配置図を対比させて、設置、更新、改造又は廃止が分かるように図示した資料を添付してください。

(3) カタログ

別紙1に記載した、変更に係る設備のカタログを添付してください。特に、型式、能力が分かるカタログとしてください。廃止に係るものは不要です。

第3号様式（第10条の2関係）
（酪農事業施設を新たに設置する場合）

酪農事業施設届出書

令和 年 月 日

岡山県知事

○ ○ ○ ○ 殿

住 所 岡山市○○区○○町○○-○

氏名又は名称 (株)○○○○乳業

及び代表者の 代表取締役 □□□□

氏 名

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第13条第1項の規定に基づき、指定地域における酪農事業施設につき、下記のとおり届け出ます。

記

1 施設の種類及び設置場所

乳業施設

チーズ製造施設（岡山市○○区○○町○○-○○）

2 施設の設備の種類、型式、能力及び数

別紙1のとおり

3 操業の開始予定時期

令和○年○月○日

4 予定する集乳区域

△△市内酪農家生産乳

5 その他必要な事項

(1) 生乳取引に係る指定生乳生産者団体等との協議経過

別紙2のとおり

(2) 施設の位置図

別紙3のとおり

(3) 設備の配置図

別紙4のとおり

(4) カタログ

別添のとおり

添付書類は集落酪農地域内での酪農事業施設の新設、変更を参考にしてください

第3号様式（第10条の2関係）
（酪農事業施設について変更をする場合）

酪農事業施設届出書

令和 年 月 日

岡山県知事

○ ○ ○ ○ 殿

住 所 岡山市○○区○○町○○-○
氏名又は名称 (株)○○○○乳業
及び代表者の
氏 名 代表取締役 □□□□

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第13条第1項の規定に基づき、指定地域における酪農事業施設につき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 変更しようとする施設の種類、型式、能力及び数
 - (1) 施設の種類及び設置場所
乳業施設
チーズ製造施設（岡山市○○区○○町○○-○○）
 - (2) 変更しようとする設備の種類、型式、能力及び数
別紙1のとおり
- 2 変更の内容
品目の多元化により収益性の向上を図る。
- 3 変更される設備による操業の開始予定時期
令和○年○月○日
- 4 予定する集乳区域の変更
変更なし
- 5 その他必要な事項
 - (1) 生乳取引に係る指定生乳生産者団体等との協議経過
変更なし
 - (2) 設備の配置図
別紙2（変更前）及び別紙3（変更後）のとおり
 - (3) カタログ
別添のとおり

第5 事業の開始届出、廃止届出、休止届出

〔法〕（事業の開始等）

第14条 集約酪農地域若しくは指定地域の区域内に設置されている酪農事業施設につきその事業を開始し、又は当該施設の全部若しくは一部につきその事業を廃止し、若しくは農林水産省令で定める一定期間以上継続して休止する者は、農林水産省令で定める手続に従い、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

〔施行規則〕

（事業の休止期間）

第11条 法第14条の農林水産省令で定める一定期間は、1箇月とする。

（事業の開始等の届出）

第12条 法第14条の規定による届出は、その酪農事業施設につき、その事業を開始し、又は廃止し、若しくは休止する1箇月前までに（天災地変その他やむを得ない事由により休止する場合にあつては、その事由が発生した後遅滞なく）、届出書を当該施設の設置場所を管轄する都道府県知事に提出してしなければならない。

酪農事業施設を設置した場合、事業を開始する1ヶ月前までに、届出が必要となります。また、事業を継続して1ヶ月以上休止する場合、事業を廃止する場合も同様に届出が必要となります。

1 事業の開始届出

事業を開始する場合は、1ヶ月前までに「事業の開始届出」を提出してください。

(1) 届出年月日

- ・直接、県担当者に提出する場合は、その日付を記載する。また、郵送する場合は、投函する日付を記載する。

(2) 「さきに 年 月 日付けで～」の日付

- ・最初に県から酪農事業施設の承認を受けた年月日、又は最初に酪農事業施設の届出を行ったときの届出書に付された「届出年月日」を記載してください。

2 事業の廃止届出

事業を廃止する場合は、1ヶ月前までに「事業廃止届出」を提出してください。一部の施設のみ廃止する場合は、「その他必要な事項」欄に廃止する施設を記載してください。

3 事業休止届出

事業を休止する場合は、1ヶ月前までに「事業休止届出」を提出して下さい。休止する期間について、再開の目処が立たない場合は、「〇年〇月〇日から当面の間」とし、事業を再開するにあたって、開始届出を提出してください。

酪農事業施設 事業の開始届出

令和 年 月 日

岡山県知事

○ ○ ○ ○ 殿

住 所 岡山市○○区○○町○○-○

氏名又は名称 (株)○○○○乳業

及び代表者の 代表取締役 □□□□

氏 名

さきに○年○月○日付けで酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第10（第13）条の規定に基づき、承認を受けた（届出をした）酪農事業施設について、次のとおり事業を開始するので同法第14条の規定により届け出ます。

記

1 事業を開始する年月日

令和○年○月○日

2 その他必要な事項

酪農事業施設 事業廃止届出

令和 年 月 日

岡山県知事

○ ○ ○ ○ 殿

住 所 岡山市○○区○○町○○-○

氏名又は名称 (株)○○○○乳業

及び代表者の 代表取締役 □□□□

氏 名

さきに○年○月○日付けで酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第10（第13）条の規定に基づき、承認を受けた（届出をした）酪農事業施設について、次のとおり事業を廃止するので同法第14条の規定により届け出ます。

記

1 事業を廃止する年月日

令和○年○月○日

2 その他必要な事項

(1) 廃止する施設

集乳所

飲用牛乳処理施設

※ 一部の施設のみを廃止する場合など

酪農事業施設 事業休止届出

令和 年 月 日

岡山県知事

○ ○ ○ ○ 殿

住 所 岡山市○○区○○町○○-○

氏名又は名称 (株)○○○○乳業

及び代表者の 代表取締役 □□□□

氏 名

さきに○年○月○日付けで酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第10（第13）条の規定に基づき、承認を受けた（届出をした）酪農事業施設について、次のとおり事業を休止するので同法第14条の規定により届け出ます。

記

1 事業を休止する期間

令和○年○月○日から令和○年○月○日

2 その他必要な事項

第6 報告及び検査

〔法〕（報告及び検査）

第25条 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律を施行するため必要があるときは、牛乳又は乳製品の生産、集荷、保管又は販売の事業を行う者からその業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所若しくは事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

岡山県では、法の執行にあたり、事業を行う者から報告を求めたり、帳簿・書類などを検査する場合があります。

特に、手続きを行わずに事業を開始した場合や、事業開始後に事業の開始届、廃止届、休止届などの手続きがない場合は、職員が事業場所へ立入検査を行う場合がありますので、ご了承ください。

また、酪農事業施設新設承認申請若しくは変更の承認申請、又は酪農事業施設の届出若しくは変更の届出の際、施設の設置状況を確認する場合があります。

第 7 罰則

第6 罰則

県の承認を受けないまま、又は届出をせずに酪農事業施設を新たに設置したり、変更した場合などには、次のとおり罰則がありますので注意してください。

根拠条文	適要	罰則
第27条 第1項	<p><u>集約酪農地域で酪農事業施設の設置の承認がされていない場合</u></p> <p>第10条第1項の規定による承認を受けないで酪農事業施設を新たに設置した者</p>	10万円以下の過料
第27条 第2項	<p><u>集約酪農地域に設置されている酪農事業施設につき変更の承認がされていない場合</u></p> <p>第12条第1項の規定による承認を受けないで酪農事業施設につき農林水産省令で定める変更をした者</p>	10万円以下の過料
第29条	<p><u>1 指定地域で酪農事業施設の設置の届出又は変更の届出がされていない場合</u></p> <p><u>2 集約酪農地域又は指定地域で、事業の開始、廃止、休止の届出がされていない場合</u></p> <p><u>3 1, 2に関する虚偽の届出をしている場合</u></p> <p>第13条第1項若しくは第14条の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者</p>	1万円以下の過料